社会福祉法人常総市社会福祉協議会 役員の報酬に関する規程

平成29年6月19日 規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人常総市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定 款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもので ある。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。
 - (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。ただし、常勤役員が本会職員及び常総 市役所職員の場合は報酬等を支給しない。
 - (2) 非常勤役員については、報酬等を支給しない。非常勤役員が法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費等の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会職員の旅費に関する規程を準用し旅費を支払うことができる。

(常勤役員の報酬額及び支給方法)

- 第4条 前条により支給する常勤役員の報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 2 賞与については、毎月6月及び12月に別表2のとおりの額を支給する。
- 3 報酬及び賞与の支給方法は、本会職員の給与等に関する規程を準用し支給するものと する。

(常勤役員の諸手当)

- 第5条 常勤役員に対しては、通勤手当を支給することができる。
- 2 通勤手当の額及び支給については、本会職員の給与等に関する規程を準用するものと する。

(常勤役員の費用弁償)

- 第6条 常勤役員が本会業務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 旅費の額及び支給については、本会職員の旅費に関する規程を準用するものとする。 (公表)
- 第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定め

るものとする。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。 附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

別表1 非常勤役員の費用弁償額(第3条2号関係)

日額	3,000円	
----	--------	--

別表 2 常勤役員の報酬額及び賞与(第4条関係)

報	膕	月額	200,000円
賞	与	6月、12月	300,000円